

平成 28 年 5 月 26 日  
保育課

### 仮設園舎移転時のタクシー対応基準について

第 5 回とよだ保育園民営化に関する説明会で、仮設園舎移転時に、仮設園舎から豊田駅までタクシー送迎を行う対象者基準について質問がありましたので以下のように回答します。

#### 【タクシー送迎の目的】

仮設園舎の建設場所を（仮称）豊田南第一公園に決定する際、朝 7 時に子どもを預けて出勤している方が、現園舎から仮設園舎に移ることにより、通勤電車の時間に間に合わなくなるという問題が発生しました。保育園の開園時間を早める対応（6 時 45 分開園など）は園の運営上不可能なため、保育園の開園が 7 時では通勤電車に間に合わなくなる方への対策としてタクシー送迎を提案させていただきました。

#### 【基準】

1. 平成 26 年度以前に入園した方（入園前に仮設園舎への移転を知らされていなかった方）
2. 保育時間を「朝 7 時から」と保育園に届け出ている方
3. 現に朝 7 時に登園している方（保育園で把握）

以上の基準に該当する方については、タクシー送迎の必要性について調査させていただきます。